

四街道市

いじめ防止基本方針

改定案



平成28年3月

四街道市

(最終改定 平成30年〇月〇日)

## 目 次

はじめに	1
1 いじめ防止等の対策に関する基本理念	2
2 いじめの定義	2
3 四街道市における取組	
いじめ防止等への組織的対策について	5
市が実施すべき基本的事項について	5
いじめの未然防止について	6
いじめの早期発見・相談について	6
いじめを認知した場合の対応・指導について	7
点検・評価・公表について	7
4 市立学校における取組	
「学校いじめ防止基本方針」について	8
いじめ防止等の対策のための組織について	8
いじめの未然防止について	10
いじめの早期発見・相談について	12
いじめを認知した場合の対応・指導について	13
点検・評価・公表について	15
5 家庭における取組	16
6 地域における取組	16
7 関係機関等との連携	16
8 重大事態への対処	17
9 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	22

## 参考資料

- 資料1 四街道市いじめ防止対策推進条例
- 資料2 四街道市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関する規則
- 資料3 四街道市いじめ対策調査会規則
- 資料4 「命の教育」推進のための方策
- 資料5 「いじめ撲滅キャンペーン」実施について
- 資料6 四街道市いじめアンケート実施要項
- 資料7 相談窓口一覧
- 資料8 いじめ状況月例報告について

## ～ はじめに ～

いじめは、決して許される行為ではありません。どの子どもにもいじめは起こり得ることであり、従来のいじめに対する考え方にとらわれることなく、いじめの実態把握に努め、様々な手法で対応していくことが大変重要なことであると考えます。

いじめを受け、苦しんでいる子どもがいたら、最後まで守り抜きます。また、いじめをしている子どもには毅然とした姿勢を崩さずに指導にあたり、生涯にわたって、いじめをしない人間の育成を目指していきます。学校内外を問わず、子どもたちの笑顔があふれ、決していじめを許さない『正義の風土』をつくりあげることが、私たち四街道市民の使命であると考えます。

そこで、四街道市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定により、平成27年3月30日に四街道市いじめ防止対策推進条例（以下「条例」という。）を制定し、条例第9条に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「四街道市いじめ防止基本方針」（以下「市いじめ防止基本方針」という。）を策定し、いじめの防止等の取組を市全体で進め、子ども達の健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を目指していきます。

## 1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題であり、すべての児童生徒が「いじめが絶対に許されない行為であると正しく認識」すること、自分がいじめを受けた場合やいじめを見つけた場合にどのように対処したらよいかを理解し、行動できる力を身に付けることが、学校の内外を問わず「誰もがいじめの当事者となることがない環境を整える」ために必要である（条例第3条第1項）。また、それを実現できるための、規律ある学校環境、学校内外の相談体制等の環境を整えることが求められている。

これらのいじめの防止のための対策を実施する主体として、条例では、学校が中心となることを明示している（条例第3条第1項）。これは、学校が児童生徒を直接指導する立場であり、いじめが対人関係から発生することから、児童生徒が発達段階に応じて望ましい対人関係を築く力を養う役割が、学校に期待されているからである。保護者、関係機関等についても、各々が学校と協力し、または直接にいじめの防止等のための対策を実施する責務・役割がある。

また、条例には、児童生徒に対して、いじめを行ってはならないこと（条例第4条第1項）、いじめを認知しながら放置しないように努めること（条例第4条第2項）が示されている。「いじめを放置しない」ことについては、大人社会においても誤りや不正を認識しながらも、それを是正するために同僚等、集団の仲間に注意を与えることに困難を感じる場合があることから、多くの児童生徒にとっては、難しいことであると考えられ、それを踏まえた方策が必要である。

## 2 いじめの定義

### (1) 定義に基づくいじめの判断

いじめの定義については条例第2条により、法と同様の定義がなされている。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

((2)～(7) 略)

また「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定、平成29年3月14日改定。以下「国方針」という。）によって以下のように記載されている。

- ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- イ いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- ウ いじめられていても、本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。
- エ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という）」を活用して行う。
- オ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- カ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- キ インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ク いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導

するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

ケ 具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## (2) 留意点

児童生徒が行った行為がいじめを意図して行った行為ではなく、また、1回のみで継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する必要がある。

(1) で挙げた「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### 3 四街道市における取組

#### いじめ防止等への組織的対策について

- (1) いじめ防止等（いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下に同じ。）に係る機関及び団体との連携を図るために「四街道市いじめ問題対策連絡協議会」（条例第11条第1項 以下「連絡協議会」という。）を設置し、その機能を生かすことにより、本市におけるいじめ防止に向けた取組を推進する。
- (2) 市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は連絡協議会との連携の下に、市いじめ防止基本方針に基づく対策を実効的に行うために、附属機関として「四街道市いじめ対策調査会」（条例第11条第2項 以下「対策調査会」という。）を設置する。

#### 市が実施すべき基本的事項について

- (1) 市は、この基本方針に具体的ないじめの防止等の対策を示し、計画的に実施した後、その成果を点検、評価し、必要に応じた改善策を実施する（PDCAサイクル）ことで、具現化する。
- (2) 市は、市立学校の設置者として、市立学校のいじめの防止等に関する施策を積極的に実施する責務を有するものであり、市立学校のいじめ防止対策組織の役割が適切に果たされているかどうか、各学校が点検・評価をするにあたって指導・助言を行う必要がある。
- (3) 学校評価及び人事評価でいじめ問題について扱う際は、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解や教育相談体制、いじめの未然防止や早期発見の取組、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等についても評価対象であることを、教職員に周知徹底するとともに、いじめに限らず、学校の教育活動全体における生徒指導関連の取組状況や達成状況についても、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにしなければならない。

### いじめの未然防止について

- (1) いじめが子どもたちの心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談体制等についての広報や啓発を行うため、市立学校の保護者に啓発リーフレットを配付するとともに、市ホームページに関連記事を掲載する。いじめ問題への取組の重要性について認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進していく。
- (2) 人権教育及び道徳教育の一層の充実を図るため、教育委員会主催人権教育研修会及び道徳教育研修会を実施する。道徳教育については、指導主事による道徳科授業の参観を行い、「考え、議論する道徳」に向け、指導・助言にあたる。
- (3) インターネットを通じて行われるいじめへの対策を推進するため、教育委員会主催情報モラル教育研修会を実施し、教職員のネットトラブルに対する知識を高めるとともに、家庭への啓発を行い、学校と家庭の連携を深めながら、情報モラル教育を推進する。
- (4) 教育委員会指導課教育サポート室（以下「教育サポート室」という。）を中心に、学校が実施するいじめの防止のための活動に対し、積極的に支援する。
- (5) 教育委員会主催いじめ防止に関する研修会を企画し、実施する。
- (6) 「命の教育」（資料4参照）の推進に努める。
- (7) 「四街道市いじめ撲滅キャンペーン」（資料5参照）を実施し、市をあげていじめ防止に取り組む。

### いじめの早期発見・相談について

- (1) いじめはどの子にも起こり得るという考えのもと、学校、保護者、家庭、市民、地域社会その他の関係者と組織的に連携・協働する体制を構築するなど対応の充実を図る。
- (2) 教育委員会によるいじめアンケート（資料6参照）を実施し、実態の把握及び早期発見に努める。また、その結果を集約し必要に応じて、市立学校へ指導・助言を行う。
- (3) 教育サポート室及び教育委員会青少年育成センター（以下「青少年育成センター」という。）による生徒指導体制や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置による相談体制の充実に努め、市立学



校の求めに応じて必要な措置を講じる。

- (4) 教育サポート室と青少年育成センターが連携し、いじめをはじめとする教育相談全般の相談に応じ、必要に応じて関係機関との連携を図る。青少年育成センターにいじめ相談フリーダイヤル及び相談専用電話を設置する。
- (5) 相談窓口（資料7参照）について児童生徒、家庭にリーフレットの配付により周知するとともに、市ホームページに掲載し、市民へ周知する。
- (6) 各学校からの「いじめ状況月例報告」（資料8参照）を月毎に集計し、指導主事等による聞き取りを行い、必要に応じて指導・助言・支援を行う。
- (7) 関係児童生徒のプライバシーに十分留意して対応する。

#### いじめを認知した場合の対応・指導について

- (1) 教育委員会は、学校からの報告等に基づき、教育サポート室を中心として、当該学校等に対して、継続的に必要な指導・助言・支援を行う。
- (2) 教育委員会は、学校からの要請に応じて、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の派遣を行い、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言が適切に行われるよう支援する。
- (3) いじめが複数の学校に関係する場合には、学校相互間の連携協力体制の充実を図る。
- (4) 教育委員会は、いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、必要な措置を講ずる。いじめを行った児童生徒の保護者に対し、当該児童生徒の出席停止を命じる場合もある。
- (5) 関係児童生徒のプライバシーに十分留意して対応する。

#### 点検・評価・公表について

- (1) 市いじめ防止基本方針は、年度毎に点検を行い、必要に応じ見直し、市ホームページ等を活用して公開する。
- (2) 市のいじめの防止に向けた取組の検証を随時行い、その都度改善に努める。
- (3) 教育委員会は、いじめ防止対策の実施状況その他いじめに関する資料等を連絡協議会に提出し、点検・評価を受け、各種施策の改善に努める。

## 4 市立学校における取組

### 「学校いじめ防止基本方針」について

市立学校は、国いじめ防止基本方針、県いじめ防止基本方針、市いじめ防止基本方針を参酌し、実情に応じて、学校いじめ防止基本方針を策定する。

学校いじめ防止基本方針策定の意義は、実効性のあるいじめ問題への具体的な対応策を決定するとともに、策定を通して、すべての教職員がいじめ問題への理解をより一層深め、いじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく、組織として一貫した対応となることが挙げられる。

したがって、学校いじめ防止基本方針の策定事項は、同時に学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見、早期対応の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間の学校教育活動全体を通じた当該組織の活動が具体的に記載されることが重要である。

策定された学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページに掲載するほか、入学時や年度始め等、様々な機会を活用して児童生徒、保護者に説明する。

### いじめ防止等の対策のための組織について

<いじめ防止等の対策のための組織>

いじめへの対応に当たり、特定の教職員が問題を抱え込まないように、教職員等の間における情報の共有を図り、協力体制の構築を図る必要がある。

「情報の共有及び協力体制の構築」を実現するため、学校いじめ対策組織を置く。具体的な役割等については、以下のとおりである。

- (1) いじめの未然防止・早期発見、いじめへの対処、校内研修の取組等に関する具体的な年間計画を作成し、その実行・検証・修正を行う。
- (2) 学校いじめ対策組織は、いじめ相談・通報を受け付ける窓口となり、いじめの疑いに関する情報や問題行動などの情報を収集・記録し、校内での共有を図る。
- (3) いじめに係る状況及び対策について家庭や地域に情報提供するとともに、学校・家庭・地域の連携・協働による取組を推進する。

- (4) いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて、アンケート調査や面談等により、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定を行うとともに、保護者との連携を図る。
- (5) 学校いじめ防止基本方針が実情に即して適切に機能しているかについて点検し、必要に応じて見直しを行う。(PDCAサイクル)

#### <学校いじめ対策組織の構成>

学校いじめ対策組織は、その役割が多岐にわたっているため、その構成は固定的なものではなく、協議や対応する内容に応じて柔軟に対応できるものとするのが有効である。また、いじめ対策が、全教職員の共通理解の下に実効化されるよう、経験年数や校務分掌にかかわらず、担任をはじめすべての教職員が参画できるよう、人員配置の工夫が必要である。

学校が重大事態の調査を行う場合は、校内組織を母体としつつ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理、福祉の専門家等を加えるなどの方法によって対応することも考えられる。

以下に具体例を示す。

##### ①学校いじめ防止基本方針の策定（組織の全構成員の参加）

校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事（生徒指導主任）、教務主任、学年主任、当該組織の事務担当教員、教育相談担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者の代表等

##### ②日常的な業務についての協議（組織の中に事務局を決め対応する。）

校長、教頭、生徒指導主事（生徒指導主任）、当該組織の事務担当教員、教育相談担当教員、養護教諭等

##### ③いじめの疑いに係る情報があったときの緊急会議（組織の一部に当該いじめ事案に係る教職員が加わる。）

校長、教頭、生徒指導主事（生徒指導主任）、主幹教諭、教務主任、当該組織の事務担当教員、関係学年主任、担任、教科担任、関係学年の教員、教育相談担当教員、養護教諭、その他必要に応じて、部活動顧問、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等

## いじめの未然防止について

### <いじめ未然防止に関する基本的な方向性>

- (1) 児童生徒にとって、自己有用感や自己存在感を持ち、自分に自信が持て、他者を認めることのできる人間の育成、すなわちいじめる子どもを生みださないことが、いじめの未然防止の原点であるとの認識の下、教育活動全般を通して指導にあたる。
- (2) いじめ防止に視点をあてた学校経営、学級経営等は、児童生徒が安心して学校生活を送れるとともに、学校教育目標の実現につながることから、積極的にいじめ防止指導に努める。

### <学校経営の位置づけ>

- (1) 校長は「学校いじめ防止基本方針」を、教職員、児童生徒、保護者、地域住民等から幅広く意見を聴取し策定する。そして、基本方針の内容を十分に踏まえ、いじめ防止に向けた取組の一層の充実を図る。
- (2) 校長は、年度当初、いじめ根絶のための宣言等を行い、その上で「いじめ防止基本方針」について、児童生徒、保護者、地域住民等に説明する。

### <いじめ未然防止に関する指導等について>

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む必要がある。

- (1) 教育活動全般を通じて、人権教育及び道徳教育の充実を図る。特に道徳教育については、「『いのち』のつながりと輝き」を主題とし「考え、議論する」ことを意識した道徳授業の充実を図る。
- (2) 「いのちを大切に作るキャンペーン」、「豊かな人間関係づくり実践プログラム（小・中学校用）」などに計画的に取り組む。
- (3) 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整して解決できる力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる取組を、実態に応じて推進する。
- (4) インターネット上のいじめは重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

- (5) いじめの重大性に自ら気づき、防止に向けて強い心で主体的に行動ができる児童生徒を育成するための取組を推進する。
- (6) 自分がいじめられていることや、周囲のいじめについて、勇気をもって教師や保護者へ相談することは、正しい行いであることを教育活動全般において指導する。
- (7) 児童生徒に対して、いじめの傍観者とならず、教職員への報告や相談をはじめとする、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させる取組を推進する。
- (8) 特に配慮が必要な児童生徒については、教職員が個々の生徒の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携や、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。また、教職員が当該児童生徒の特性の理解を深めるために、必要に応じて、小学校においては保育所（園）・幼稚園と、中学校においては小学校と連携を図るよう努める。
  - 発達障害を含む、障害のある児童生徒については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
  - 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。
  - 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒については、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解を促進し、学校として必要な対応を行う。
- (9) 定期的な教育相談を実施するとともに、日常的に相談しやすい人間関係の構築に努める。
- (10) 児童生徒の自己有用感を高めることがいじめを含めた問題行動の未然防止につながることから、生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の展開に努める。
- (11) 過度の競争意識、勝利至上主義等により、児童生徒のストレスを高めることがいじめを誘発する可能性があることを認識し、適切に対応する。

<いじめ未然防止に関する教職員の研修について>

- (1) いじめ防止等の教職員対象の校内研修を企画・実施する。
- (2) 児童生徒の心理や発達について理解を深める研修やそれらを踏まえた具体的な対応についての研修に取り組む。
- (3) いじめ防止は、人権を守ることであること、また、教職員の不適切な発言（差別的発言や児童生徒を傷つける発言等）や体罰がいじめを助長することを認識し、教職員一人一人の人権意識を高めるような取組を推進する。

<四街道市独自の取組について>

- (1) 「命の教育」（資料4参照）の全体計画を作成し、年間を通じて自他ともに命を大切にす教育に努める。年度末には成果と課題をまとめ、次年度の計画に反映させる。
- (2) 「四街道市いじめ撲滅キャンペーン」（資料5参照）の期間には、実態を踏まえた効果的な活動を行い、意識の高揚に努める。

**いじめの早期発見・相談について**

- (1) いじめはどの子にも起こり得るという認識のもと、早期発見・早期対応の充実を図る。
- (2) 日頃より、児童生徒の様子に目配りし、小さな変化や危険信号を見逃さず、対処する。
- (3) 児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知するよう努める。また、いじめの情報を教職員に報告した児童生徒が、不利益な立場になることなく、安心して学校生活を送ることができるよう配慮する必要がある。
- (4) いじめの早期発見のために、教育委員会によるいじめアンケート等、定期的な調査を実施するとともに、実態に応じて、教育相談週間等を設定して個人面談等を実施し、児童生徒一人一人と丁寧に向き合い、早期発見に努める。なお、アンケート用紙については、教育委員会の定める期間、適切に保存・管理する。

- (5) いじめについて相談したり、通報したりする窓口を設ける。
- (6) 在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無などの確認をする。認知したいじめについては、「いじめ状況月例報告」（資料8参照）により教育委員会へ報告する。
- (7) いじめがあった場合の子どもの様子の変化の特徴を保護者に示し、心配のある際は速やかに学校に相談するよう啓発に努めるとともに、保護者との連絡方法についても明確に示すようにする。
- (8) 関係児童生徒のプライバシーに十分留意して対応する。

### いじめを認知した場合の対応・指導について

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合には、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、平素から報告連絡体制を徹底し、特定の教職員で抱え込まず、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちにすべて学校いじめ対策組織に報告・相談し、速やかに組織的に対応する。
- (2) 報告・相談を迅速に行うためには、教職員が情報共有をする手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定め、確認しておくようにする。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録し、一定期間保存する。
- (3) 学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。
- (4) いじめ被害者の安全確保を最優先し、同時にケアを開始する。
- (5) 学校の定めた方針等に沿って、いじめ加害者や周辺の生徒への聴き取り調査等を実施し、いじめ加害者には教育的配慮の下、毅然とした指導を行う。その保護者には、事実に対する理解や納得を得た上で、学校と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (6) いじめが認知された場合には、学校いじめ対策組織は被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ防止基本方針」に沿った対応方針を伝えるなど、信頼関係の下に理解と協力を得られるよう努める。
- (7) 適切な調査に基づき、被害児童生徒、保護者には適宜状況を説明し、安



心して通学するための措置を確実に行う。説明においては、被害者、加害者を問わず、事実を正確かつ速やかに伝える。

- (8) いじめを確認した際には、直ちにいじめをやめさせ、再発防止に向け、被害児童生徒や保護者に対する支援及び加害児童生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を完全に解消するまで継続的に行う。また、必要に応じて、教育委員会の指導・助言・支援を受けながら、解決を図る。
- (9) 加害児童生徒については、状況によっては、被害児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、被害児童生徒のみならず、他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。
- (10) 校長及び教職員は、加害児童生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、懲戒を加える場合がある。
- (11) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請する。また、関係機関と連携し、必要な措置を講じる。
- (12) いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態については、国基本方針において定められている。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとされていることに留意する。

(国基本方針より抜粋)

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

- (13) いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を続ける。特に被害児童生徒については、回復の状況を見ながら、折に触れ、必要な支援を



行うことが大切である。

- (14) 学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- (15) いじめをきっかけとして不登校に陥った児童生徒については、いじめの解消に向けた取組だけでなく、保護者や関係機関との連携を図りつつ、当該児童生徒への不登校対策の充実に取り組む。
- (16) いじめ事案の解決においては、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」に対する指導についても組織的に取り組む。
- (17) 関係児童生徒のプライバシーに十分留意して対応する。

#### 点検・評価・公表について

- (1) 学校いじめ防止基本方針は、年度毎に点検を行い、必要に応じ見直し、各学校のホームページ等を通じて公開する。
- (2) いじめ防止に向けた取組の検証を随時行い、その都度改善に努める。
- (3) 学校いじめ防止基本方針に示された具体的な取組の実施状況について、学校評価の評価項目に設定するとともに、評価結果を踏まえ、PDCAサイクルに基づいて、取組の改善を図る。

## 5 家庭における取組

- (1) 子どもたちへの教育の第一義的責任を有する保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、自己有用感を持たせるとともに規範意識を養うための教育、他者を思いやる心を育むなどその他必要な教育を行うよう努める。
- (2) いじめを受けている児童生徒は、保護者に心配をかけたくない等の思いから、いじめを受けていることを隠すことにより、いじめの認知が難しい場合があることを踏まえ、保護者は、日頃から子どもの様子や変化に気を配るよう努める。いじめを発見し、または、いじめの疑いがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。
- (3) 保護者及び家庭は、市や学校等が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努める。
- (4) いじめ防止は命と人権を守ることであることを、保護者及び家族全員が認識し、子どもの人格を尊重するよう努める。

## 6 地域における取組

- (1) 地域住民が協力し、子どもを地域全体で育てるという風土の醸成に努める。
- (2) いじめは校外においても行われることもあり、近隣の児童生徒はもちろん、登下校時中の様子など、地域として児童生徒を見守る取組を推進する。
- (3) いじめを発見した場合又はいじめの疑いがあると認められる場合には、市、学校、その他の関係者に情報を提供するよう努める。
- (4) 学校、保護者、教育委員会等との連携を図る。
- (5) 学校支援地域本部事業等の活動を通して、学校支援ボランティア等もいじめを許さない姿勢を持ち、学校の取組を支援する。

## 7 関係機関等との連携

- (1) 児童生徒の健全な成長を願い、そのための取組を行う関係機関等においても、いじめ防止等のための取組を推進する。
- (2) 学校、保護者、教育委員会等との連携を図る。
- (3) 警察、児童相談所、医療機関等の関係機関は、教育委員会及び学校と日頃より情報を共有する体制を築く。

## 8 重大事態への対処

重大事態については、国基本方針、県基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月14日策定 文部科学省）、及び「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月 文部科学省）により適切に対応する。

### 教育委員会または市立学校による調査

(1) 重大事態とは（法及び国基本方針から要約）

①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

例えば、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

なお、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点では「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と思われる状況であったとしても、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。重大事態が発生したものとして、迅速に報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態（重大事態のおそれのあるものを含む。）を認知した場合の対応

いじめの重大事態の疑いが生じた時点で、学校は学校いじめ対策組織を迅速に開き、第一に被害者等の安全確保とケアを実施する。以後、一

貫した組織的対応を行う。



学校は、当該組織を活用し、情報を整理し、当該の事案が重大事態に当たるか否か判断する。判断に迷う場合は、教育委員会に連絡し、協議をしながら対応を決定する。



重大事態と認められる場合、学校は、教育委員会に電話等で速やかに報告を行い、その後、文書による報告を行う。（いじめの重大事態を認知した場合の報告）



教育委員会は、市長にいじめの重大事態の認知に係る報告を行うとともに、北総教育事務所を通じて、県教育委員会に情報提供を行う。また、対策調査会にも報告を行い、対応についての助言を受ける。助言をもとに、指導主事やスクールカウンセラー等を学校に派遣し、対応について指導・支援を行うとともに、必要に応じて関係機関に支援を要請する。

### (3) 調査の主体等の決定

重大事態への対処は、教育委員会または学校に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。

教育委員会は、当該いじめ事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

当該いじめ事案の被害児童生徒や保護者が当初から学校の対応に不信感を持っている場合や、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。この場合でも、学校は被害児童生徒の安全確保や加害児童生徒への対応、調査のための資料の提出等、組織的な対応が必要なため、学校いじめ対策組織を活用した対応を継続する。

#### 【調査組織】

##### 1) 学校が調査主体の場合

学校いじめ対策組織を母体として、専門的な知識及び経験を有し、

当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者を加えた調査組織を設置する。

2) 教育委員会が調査主体の場合

「対策調査会」を調査組織とする。

(4) 調査について

調査に当たっては、県基本方針を踏まえるとともに、国基本方針改定時に策定された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容により適切に実施する。

また、調査等における資料について、調査を担当する組織自らが収集することも想定されるが、実際には、学校から提出されるものの検討が大きな比重を占めることになる。その際、学校に都合の悪い内容を隠蔽しないのは当然のことであり、調査が進行する中で、新たに資料を提出し、隠蔽していたのではないかと疑念を持たれるような対応は、避けるべきである。

なお、児童生徒に質問紙調査を実施する場合は、調査により得られたアンケートを、いじめを受けた児童生徒またはその保護者に提供する場合があることから、調査前に、その旨を調査対象となる児童生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

(5) 調査結果の報告等

組織による調査が終了したら、調査結果を学校及び教育委員会が確認する。学校が調査主体の場合は、対策調査会が、調査が適切であるかどうか審査を行うとともに、いじめ防止対策等について学校への助言を行う。



いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を速やかに提供する。その際、他の児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を拡大解釈し、説明を怠るようなことがあってはならない。

なお、いじめを行った児童生徒及び保護者にも、今後の指導等の必要から原則として事実を伝えることとするが、伝え方や時期については、

いじめを受けた児童生徒及び保護者への配慮に留意するとともに、事案に応じて警察との調整を行う。



調査結果を、文書により報告する。（いじめの重大事態の調査結果の報告）

学校→教育委員会→市長

※教育委員会が調査を実施する主体となった場合は、教育委員会が起点となる。

いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えることとする。



教育委員会は、北総教育事務所を通じて、県教育委員会に情報提供をする。

#### (6) 関係機関等との連携

いじめの重大事態への対応に当たっては、必要に応じて早期に警察や児童相談所等関係機関との連携を図りながら対応する。

### 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

#### (1) 再調査

教育委員会からの調査報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態発生を防止するため必要があると認めるときは、「四街道市いじめ重大事態再調査会」を置き、再調査を行う。

#### (2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種

の事態の発生を防止するため、必要な措置を講ずる。

**重大事態が市外で発生している場合**

市内在住で市外の学校に通っている児童生徒がいじめの被害者となっているなど、重大事態が市外で起こっている場合には、市は、当該市町村、学校その他の関係者に対し、通報、協力の要請及び情報提供等を行い、迅速かつ適切に対処されるよう努める。

## 9 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

### (1) 調査結果等の資料の保存について

いじめに関する調査結果等の資料については、教育委員会の定める文書の保存に関する規則に従い適切に保存・管理する。

### (2) 教職員の業務の精選について

教職員が、児童生徒と直接かかわる時間を十分確保することは、いじめ問題のみならず、教育活動の成果を高める根源的な問題である。

従来から行っている方法をそのまま踏襲した非効率的な事務が教職員により本来的な業務を圧迫することがないように、各学校、教育委員会は、業務を点検し、事務の効率化に努める。



## 資料1

## 四街道市いじめ防止対策推進条例

## (目的)

第1条 この条例は、いじめが、いじめを受けた児童等の基本的人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにし、市が取り組むべき施策を整理し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に実施することにより、児童等が健やかに成長することができる環境を整えることを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- (4) 市立学校 四街道市立小学校設置条例（平成2年条例第11号）第2条の規定により設置する小学校及び四街道市立中学校設置条例（平成2年条例第12号）第2条の規定により設置する中学校をいう。
- (5) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (6) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童等を現に監護するものをいう。
- (7) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

## (基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、学校を中心に、児童等が自らいじめが絶対に許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者になることのない環境を整えることを基本として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等及びいじめを受けた児童等を助けようとした児童等の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識し、国、千葉県（以下「県」という。）、市、学校、保護者、家庭、市民、地域社会その他の関係者の連携の下、取り組まなければならない。

## (いじめの禁止等)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

- 2 児童等は、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように努めるものとする。

## (市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、県その他の関係者と協力し、市の実情に応じたいじめの防止等のための対策に関する施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。

- 2 市は、市立学校の設置者として、市立学校におけるいじめの防止等のための対策を実施し、及び必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、市内に所在する市立学校以外の学校におけるいじめの防止等のため、当該学校の設置者の要請を受けた場合には、必要な措置を講ずる等の協力を行うものとする。

4 市は、市外に所在する学校に通学する児童等に係るいじめの防止等のため、当該学校の所在する市町村その他の関係機関と必要な協力を行うものとする。

(市立学校及び市立学校の教職員の役割)

第6条 市立学校及び市立学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、市、地域社会、児童相談所、警察その他の関係者との連携を図りつつ、児童等自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる環境を整える等、いじめの防止等のための対策に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切にこれに対処するものとする。

2 市立学校は、いじめの防止等のための対策のため、当該学校の教職員等の間における情報の共有及び協力体制の構築を適切に行うものとする。

3 市立学校の教職員は、自らの言動が児童等に大きな影響を与えることを十分に認識して、児童等に適切な指導を行うものとする。

(保護者及び家庭の役割)

第7条 保護者及び家庭は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

2 保護者及び家庭は、いじめが絶対に許されない行為であることをその保護する児童等に十分理解させ、当該児童等がいじめを行うことがないよう、必要な教育を行うよう努めるものとする。

3 保護者及び家庭は、市、学校その他の関係者が講ずるいじめの防止等に関する措置に協力するよう努めるものとする。

(市民及び地域社会の役割)

第8条 市民及び地域社会は、それぞれの地域において、児童等に対する見守り、児童等との交流の機会の確保その他の安心して児童等が過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民及び地域社会は、いじめを発見した場合、又はいじめの疑いがあると認められる場合には、市、学校その他の関係者に情報を提供するよう努めるものとする。

(市いじめ防止基本方針)

第9条 市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）

第12条の規定により、同法第11条第1項の規定による文部科学大臣が定めるいじめ防止基本方針（以下「国いじめ防止基本方針」という。）及び千葉県いじめ防止対策推進条例（平成26年千葉県条例第31号）第11条第1項の規定による県が定める千葉県いじめ防止基本方針（以下「県いじめ防止基本方針」という。）を参酌し、市の実情に応じ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「市いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市は、いじめに関する状況の変化を勘案し、及びいじめの防止等のための対策に関する評価を踏まえ、市いじめ防止基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

3 市は、市いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市立学校いじめ防止基本方針)

第10条 市立学校は、法第13条の規定により、国いじめ防止基本方針、県いじめ防止基本方針及び市いじめ防止基本方針を参酌し、当該学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(四街道市いじめ問題対策連絡協議会及び四街道市いじめ対策調査会)

第11条 市は、法第14条第1項の規定により、学校、四街道市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）、児童相談所、警察その他の関係者により構成される四街道市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

2 市教育委員会に、法第14条第3項に規定する附属機関として、四街道市いじめ対策

調査会（以下「対策調査会」という。）を置く。

- 3 対策調査会は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) いじめの防止等に関する調査研究
  - (2) 市が実施するいじめの防止等のための対策に関する審議
  - (3) 第18条第1項に規定する重大事態が市立学校に発生した場合における、その事実の確認並びに調査及び審査
- 4 対策調査会は、委員7人以内で組織する。
- 5 前4項に定めるもののほか、連絡協議会及び対策調査会の組織及び運営に関して必要な事項は、市教育委員会が別に定める。
- （市立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織及び措置等）
- 第12条 市立学校は、法第22条の規定により、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理等に専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。
- 2 市立学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置として、法第23条第2項から第6項に規定するいじめに対する措置等を講ずるものとする。
- （いじめの防止及び早期発見）
- 第13条 市は、いじめの防止等のために、児童等自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組、児童等が互いに良好な関係を築くことができる取組等の対策を講ずるものとする。
- 2 市は、いじめの早期発見のための取組を講じるとともに、発見したいじめに対しては迅速かつ適切な措置を講ずるものとする。
- （人材の確保及び資質の向上）
- 第14条 市は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。
- (1) 研修の充実を通じた市立学校の教職員の資質の向上
  - (2) スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーその他の心理等の専門的な知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるもの及びいじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保及び適切かつ十分な配置
- （インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）
- 第15条 市は、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進のために、県その他の関係者と連携して必要な施策を講ずるものとする。
- （調査研究）
- 第16条 市は、いじめの防止等のための対策の実施状況等について、県その他の関係者と連携して調査研究及び検証を行うとともに、その成果の普及に努めるものとする。
- （啓発）
- 第17条 市は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。
- （重大事態への対応）
- 第18条 市教育委員会及び市立学校は、いじめにより当該市立学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき又はいじめにより当該児童等が相当の期間当該学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、法第28条第1項の規定に

よる当該重大事態の事実関係を明確にするための調査（以下「法第28条調査」という。）を行うものとする。

- 2 市教育委員会は、重大事態が発生した場合には、当該市立学校に必要な指導及び支援を行うとともに、対策調査会に法第28条調査を諮問するものとする。
- 3 市教育委員会及び市立学校は、当該法第28条調査を行ったときは、当該法第28条調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該法第28条調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 市は、児童等が市外に所在する学校に通学している等の理由により、重大事態が市外で発生している場合には、当該重大事態に係る市町村、学校その他の関係者に対し通報、協力の要請及び情報の提供等を行い、当該関係機関による法第5章に規定する対処が迅速かつ適切に実施されるよう努めるものとする。

（市長の調査）

第19条 市長は、法第30条第1項に規定する報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、同条第2項に規定する附属機関として、四街道市いじめ重大事態再調査会（以下「再調査会」という。）を置くことができる。

- 2 再調査会は、市長の諮問に応じ、当該法第28条調査の結果について調査を行うものとする。
- 3 市長は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査の結果について、議会に報告しなければならない。
- 4 市長及び市教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 再調査会は、当該法第28条調査を行った者以外の教育、法律、医療、心理等に関する専門的な知識及び経験を有する者で組織することとし、その他再調査会の組織及び運営に関し必要な事項は、再調査会を置く必要の都度、市長が別に定める。

（財政措置）

第20条 市は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は市教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 資料2

## 四街道市いじめ問題対策連絡協議会の組織及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四街道市いじめ防止対策推進条例（平成27年条例第7号）第11条第5項の規定に基づき、四街道市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 連絡協議会は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 関係機関の相互連携及び協力に関すること。
- (3) 啓発活動に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか連絡協議会設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡協議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから四街道市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学校、教育委員会、児童相談所、警察その他の関係行政機関の職員
  - (2) PTAを代表する者
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 連絡協議会に会長を置く。

- 2 会長は、教育委員会教育長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。
- 4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に諮り、会議を非公開とすることができる。

(委員の守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 連絡協議会の庶務は、教育部指導課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 資 料 3

### 四街道市いじめ対策調査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四街道市いじめ防止対策推進条例（平成27年条例第7号。以下「条例」という。）第11条第5項の規定に基づき、四街道市いじめ対策調査会（以下「いじめ対策調査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、教育、法律、医療、心理等に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから四街道市教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 いじめ対策調査会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、いじめ対策調査会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 いじめ対策調査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に諮り、会議を非公開とすることができる。

(除斥)

第5条 いじめ対策調査会は、条例第11条第3項第3号の重大事態の事実の確認並びに調査及び審査を行うに当たっては、当該重大事態の関係者と人間関係又は利害関係を有し、又は有するおそれがあると認める委員を参与させないものとする。

(委員の守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 いじめ対策調査会の庶務は、教育部指導課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、いじめ対策調査会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 資料4

平成30年度 「命の教育」推進のための方策について

四街道市教育委員会  
指導課教育サポート室

**「命の教育」推進のための8つの方策**  
～思いやる心・強い心・自尊感情の育成～

- 1 学校の実態に即し、PDCA サイクルを生かした「命の教育」の全体計画作成を支援していきます。
  - ・日々の教育活動における自尊感情の育成
  - ・心の居場所になる集団づくりの推進
- 2 確かな児童生徒理解と組織的な対応に向け、学校の指導体制づくりを支援していきます。
  - ・早期発見・早期対応、適時適切な対応（いじめ防止、不登校対策等）
  - ・教育相談の充実（関係機関等との連携）
- 3 「『いのち』のつながりと輝き」を道德教育の主題とし、「考え、議論する道德」に向けた道德科の授業改善を支援していきます。
  - ・指導主事による道德科授業の指導
  - ・道德科授業の地域への公開
- 4 市いじめ防止基本方針に基づき、各学校におけるいじめ問題に関する対策を支援するとともに、市全体で「いじめ撲滅キャンペーン」に取り組み、人権意識の高揚を図り、いじめを見逃さない学校づくりを推進します。
  - ・「いじめ撲滅キャンペーン」（市独自）の実施
  - ・いじめアンケートの実施
- 5 児童生徒が命の大切さについて考える機会を設け、自分の命も周囲の人の命も大切にすることを育みます。
  - ・「命の教育講演会」の開催（中学校）
  - ・「いのちを大切にすることをキャンペーン」（県全体）の実施
- 6 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開を目指すとともに、児童生徒の心情に寄り添った対応ができるよう、教職員の一層の資質向上を図ります。
  - ・市主催の各種研修会の開催
  - ・授業力と教育相談スキルの向上を目指した校内研修会への支援
- 7 教育サポート室と青少年育成センターの連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。

- ・教育サポートチーム（教育サポート室、青少年育成センター、関係機関、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）による支援
- 8 児童生徒・保護者・地域に対して、相談機関の周知を継続して行います。
- ・相談機関一覧表の作成、学校・家庭への配布

### 各学校における具体的な取組

- 1 「命の教育」全体計画の作成、評価
  - ・計画提出 5月下旬
  - ・年度末に、取組状況、達成状況について評価 2月下旬
- 2 道徳教育の充実
  - ・指導主事による道徳科授業の授業参観 7月～12月
  - ・積極的な道徳科授業の地域への公開
- 3 「いじめ撲滅キャンペーン」の実施
  - ・各学校の実態に応じた取組 11月11日～12月11日
  - ・実施報告 12月中旬
- 4 「命の教育講演会」の実施（中学校）
  - ・各学校の実態に応じて講師を選定
  - ・講演会実施時期は4月～2月
  - ・講師への謝礼予算は、「市教職員研修会講師謝礼規準」に基づき、上限1万円（「中学校キャリア教育推進事業」）
  - ・講演会実施日時、講師が決定したら、教育サポート室へ連絡
- 5 「いのちを大切に作るキャンペーン」の実施
  - ・各学校の実態に応じた取組 4月～7月
  - ・実施報告 8月上旬
- 6 校内研修会の実施
  - ・いじめ防止に関する研修会の実施
  - ・教職員の実態に応じて、教育相談研修会、人権教育研修会等の実施
- 7 教育サポート室の積極的な活用
  - ・ケース会議の開催
  - ・青少年育成センターと連携した支援
  - ・行政関係課や関係機関と連携した支援
  - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- 8 児童生徒・保護者・地域に対する継続した相談機関の周知
  - ・相談機関一覧の配布（データ提供は教育サポート室より9月頃）
  - ・学校だより、学校ホームページ等を通じた周知



## 資料5

## 平成30年度 四街道市「いじめ撲滅キャンペーン」実施について

四街道市教育委員会

## 1 趣 旨

本市教育委員会が推進している「命の教育」の推進の一環として、本市独自の取組による「いじめ撲滅キャンペーン」を実施する。

いじめの問題に取り組むにあたっては、日頃より、未然防止・早期発見・早期対応の一層の充実を図るとともに、「いじめを許さない集団づくり、いじめが起きない学校づくり」に努める必要がある。12月10日の世界人権デーに合わせ、「いじめ撲滅キャンペーン」期間を設定することにより、児童生徒がいじめの問題にじっくりと向き合う機会とし、いじめが起きない集団や学校を作ろうとする意識を高めるとともに、豊かな人間性や社会性を育む取組の充実を図る。

- 2 期 間 平成30年11月11日（日）～12月10日（月）  
※12月10日（月）の人権デーまでの1ヶ月間

- 3 対 象 市内各小中学校の児童生徒・保護者及び教職員

## 4 内 容

## (1) 教育委員会の取り組み

- ①いじめ問題に関する取り組みの重点（教職員向け）
- ②「いじめ撲滅キャンペーン」に向けての提示（児童生徒・教職員・保護者向け）
- ③相談窓口リーフレットの提示（児童生徒・保護者向け）
- ④いじめ根絶のための家庭向けリーフレットの提示（保護者向け）
- ⑤いじめ撲滅キャンペーン実施中「なくそういじめ 広めよう思いやり」の懸垂幕掲示（第二庁舎外壁）  
掲示期間…平成30年11月11日（日）～12月10日（月）

## (2) 各小中学校の取り組み

## 【全校が必ず実施】

- A ①②の印刷、配付、指導  
③④の印刷、配付（家庭数）
- B 校長等による全校児童生徒に向けた講話（いじめ撲滅に向けて）

## 【学校の実情に応じて実施】

- C いじめ撲滅に向けてのキャンペーン活動（児童生徒主体）  
（例）◎いじめ撲滅に向けたクラス討論会  
◎学級スローガン作り・掲示  
◎いじめ撲滅の呼びかけ（登校時、集会、放送等の活用）

- D いじめについて考え、いじめをなくそうとする態度を育てる道徳授業
- E 学校便りやP T A広報誌による家庭や地域への広報活動  
(例) ◎事前に学校だより等を通して、キャンペーンの周知を行う等
- F いじめ防止、いじめの対応に関する教職員研修

5 報 告

指定の様式で、平成30年12月14日（金）までに四街道市教育委員会教育サポート室に報告を行う。

## 資料6

## 平成30年度四街道市いじめアンケート実施要項

四街道市教育委員会  
指導課教育サポート室

- 1 目的
  - ・いじめの現状を把握し迅速に対応する。
  - ・現状を把握し、教師のいじめを見抜く目を高める。
  - ・児童生徒による主体的ないじめ問題への取り組みを促す。
  - ・いじめをなくす姿勢を市全体で強く表明する。
- 2 実施対象
  - ・小学校4・5・6年生
  - ・中学校1・2・3年生（3年生3学期は可能な範囲で）
  - ・保護者（小・中学校ともに全学年）
- 3 実施回数
  - ・児童生徒 每学期1回
  - ・保護者 年間1回以上
- 4 実施期日
  - ・学校の実態に応じて設定。
- 5 実施後の集計
  - ・学年ごとに集計し、教育ネットワーク内共有フォルダの指定されたフォルダへ、各学期の終業式の日までに提出。
- 6 実施上の留意点
  - 【児童生徒対象】
    - (1) 机を離し、隣が見えないスペースを確保する。
    - (2) アンケート実施上の注意事項を確認する。
    - (3) 静かで落ち着いて記入できる環境を作る。
    - (4) 無記名であることを確認するが、記名は自由であり、出席番号でも良いことを加える。
    - (5) 実施中、回収が終わるまで、周囲を見たり、話をしたりしないよう指示する。
    - (6) 記入が終わったら、裏返して待たせるようにする。
    - (7) 全員が終わったら学級担任が回収する。
  - 【保護者対象】
    - (1) 家庭で実施し、封筒等に入れて学級担任に提出する。

7 実施後の留意点

- (1) アンケートをもとに、教育相談を実施する。
- (2) アンケート用紙は、学級担任だけでなく、学年または近隣学年で確認し合うようにし、いじめのサインを見逃さないように努める。
- (3) アンケート用紙は、全校分を回収し、管理職も確認する。
- (4) 確認し終えたアンケート用紙は、3年間保管する。  
(重大事態に関するアンケート用紙は、5年間保管)

8 その他 ・個人情報の取り扱いに十分留意する。

## 資料7

## 相談窓口一覧

所属（課）	電 話	相談内容・関連業務	備 考
指導課	4 2 4 - 8 9 2 5	教育一般 就学相談 発達相談（特別支援教育 に関する相談）	巡回相談員
青少年育成センター	4 2 1 - 7 8 6 7 4 2 3 - 0 0 6 6 (相談専用電話) 0 1 2 0 - 4 2 3 - 0 0 6 (いじめ相談電話)	家庭教育相談 (親子関係・しつけなど) 学校教育相談 (不登校・いじめ・非行 など)	スクールソーシャルワーカー ※要請の場合は青少年育成センタ ーまで連絡  青少年育成指導教員
教育サポート室 (指導課分室)	4 2 1 - 7 8 6 9		
四街道中相談室 (県カウンセラー)	4 3 3 - 2 3 0 0	心の問題等	スクールカウンセラー（木曜日）
旭中相談室 (県カウンセラー)	4 3 2 - 8 6 2 1	心の問題等	スクールカウンセラー（火曜日）
北中 相談室 (県カウンセラー)	4 2 2 - 5 2 2 0	心の問題等	スクールカウンセラー（火曜日）
西中 相談室 (県カウンセラー)	4 2 1 - 2 5 7 8	心の問題等	スクールカウンセラー（水曜日）
千代田中相談室 (県カウンセラー)	4 2 3 - 4 6 1 1 (学校)	心の問題等	スクールカウンセラー（金曜日）
中央小相談室 (市カウンセラー)	4 2 1 - 7 8 6 9 (教育サポート室)	心の問題等	スクールカウンセラー（木曜日）
和良比小相談室 (市カウンセラー)			スクールカウンセラー（水曜日）
四街道小相談室 (県カウンセラー)	4 2 2 - 2 7 2 6 (学校)	心の問題等	スクールカウンセラー（不定期） ※学校問い合わせ
大日小相談室 (県カウンセラー)	4 2 2 - 2 7 1 1 (学校)	心の問題等	スクールカウンセラー（不定期） ※学校問い合わせ
吉岡小相談室 (県カウンセラー)	2 3 7 - 5 9 9 0 (学校)	心の問題等	スクールカウンセラー（不定期） ※学校問い合わせ
福祉政策課	4 2 1 - 6 1 2 1	民生・児童委員	学校に地区の民生委員の名簿がある。 必要に応じて家庭訪問等実施。
子育て支援課	4 2 1 - 6 1 2 4	子育て・生活一般 母子家庭・DV 相談	家庭児童相談室（423-0783）
健康増進課	4 2 1 - 6 1 0 0	子育て電話相談 親子カウンセリング ことばの発達相談	乳幼児が中心、兄弟関係がある場 合などは関わる事が可能。家庭 訪問を実施。

千葉県 中央児童相談所	252-1152 253-4101 (代表) 189 (全国共通)	子ども家庭110番	毎日 8時30分～20時 来所相談可 虐待については24時間受付
千葉県 総合教育センター 特別支援教育部	043- 207-6023	特別支援教育に関する 教育相談	来所相談・電話相談 予約制 相談時間 平日 午前9時から午後5時
子どもと親の サポートセンター	043- 207-6028 24時間 フリーダイヤル 0120-415- 446	教育相談	来所相談 (予約制) 月～金 9時～17時 (祝日、年末年始は除く) ※新規来所相談は、事前予約 予約受付 月～金曜 8時30分～17時
千葉県教育委員会指定 印旛地区 不登校児童生徒サポ ートセンター	0476- 26-3677 (神宮寺小学校内)	不登校等の相談	訪問相談担当教員 各校への訪問・助言など ※要請の場合は教育サポート室へ
印旛地区 SSW 配置 拠点校	043- 489-3884 (南志津小学校内)	不登校等の相談	スクールソーシャルワーカー 各校への訪問・助言など ※要請の場合は教育サポート室へ 印旛地区担当
四街道警察	432-0110		

## 資料8

## 平成30年度 いじめ状況月例報告について

四街道市教育委員会  
指導課教育サポート室

いじめに関する実態や対応状況について把握し、指導・対策の資料とするため、次のような方法で報告をお願いします。

- 1 報告内容 ・いじめ問題に関する事案について
- 2 報告方法 ・別紙報告様式1による
- 3 記入方法 ・<記入上の注意>を確認のうえ記入する。  
※該当がない場合には「該当なし」と記入する。
- 4 提出期限 ・毎月3日必着（3日が土・日の時は月曜日、祝日の時は翌日とする。）但し、4月分は5月2日（水）7月分は7月20日（金）10月分は11月5日（月）12月分は12月25日（火）3月分は3月22日（金）とする。
- 5 提出方法 ・管理職に点検及び押印していただき、期日厳守で提出してください。  
・四街道市教育委員会教育サポート室へ1部提出してください。鑑文は必要ありません。  
・個人情報につき、取り扱いには十分留意し、お手数おかけしますが教育サポート室へ直接提出してください。いじめの報告がある場合、担当指導主事が聞き取りを行います。
- 6 該当児童生徒がいる場合の報告について
  - ・翌月1日から10日までの15：30～17：15（時間応相談）
  - ・来室日を電話連絡の上、いじめの状況を把握できる資料等があれば持参する。いじめ担当の先生より、担当指導主事が聞き取りを行う。
  - ・1学期末は7月23日（月）～27日（金）2学期末は12月26日（水）～27日（木）3学期末は3月25日（月）～27日（水）までに報告をお願いします。

## &lt;記入上の注意&gt;

## (1) 状況の記入について

○次の項目について、把握していることを記入する。

- ・いじめを発見した日
- ・いじめを発見したきっかけ
- ・いじめの態様
- ・被害児童生徒、加害児童生徒の状況

○継続、新規を番号の下に記入

例：12月15日に、6年2組のAが、同じクラスの男子3名から冷やかしからいじめ、暴言を継続的に受けていることが学級担任によって発見された。Aは最近になって、休み時間に一人であることが多く、担任からの声掛けでいじめを受けていることがわかった。加害児童3名に対して聞き取りをしたところ、事実を認めた。

## (2) 対応の記入について

○次の項目について、行った対応を記入する。

- ・校内体制での具体的な指導・取組
- ・被害児童生徒、加害児童生徒への対応

○対応の結果、いじめが解消した場合には「解消した」に、対応が継続中の場合には、「継続中」に印をつける。

例：学級担任からの報告を受けて対策会議を開き、対応の方針と役割分担を決定した。Aには担任と養護教諭が対応し、本人の気持ちのケアと保護者との連絡を取り、3名には、生徒指導担当、学年主任、教育相談担当が個別に指導にあたった。

今後は、3名からの謝罪の場を作り、保護者とも連携して再発防止に努める。また、学年集会や全校集会での指導を計画している。

解消した ・ 継続中

※いじめの事象が解消しても、「何もない」「大丈夫」という状態が3か月続いた状態で初めて「解消した」とする。